

那珂川町障害者計画2018

第5期障害福祉計画

第1期障害児福祉計画



平成30年3月

栃木県那須郡那珂川町

はじめに



本町では、これまで、「那珂川町障害者計画 2012」「那珂川町障害福祉計画第 4 期計画」に基づき、障害のある人もない人も、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、各種施策を推進してまいりました。

近年は、障害者基本法を基本原則とし、障害者総合支援法、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定など各種法整備が整い、障害者を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

このような新たな環境の変化と施策の動向を踏まえ、本町では「元気で明るく暮らせるまち ～共に生きる地域づくりを目指して～」を基本理念とし、「那珂川町障害者計画 2018」、「第 5 期障害福祉計画」、児童福祉法の改正により、あらたな「第 1 期障害児福祉計画」の 3 計画を一体的に策定いたしました。

今後も、この計画をもとに、各種施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、ご協力いただきました関係機関の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様に、心からお礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

那珂川町長 福 島 泰 夫

目 次

第1章	那珂川町障害者計画の策定にあたって	3
1	計画策定の趣旨	4
2	計画の性格	4
3	計画期間	4
4	計画の対象と用語の使い方	5
第2章	障害者を取りまく状況	6
1	那珂川町の概況	7
2	障害者の状況	8
3	那珂川町障害者実態調査結果	11
第3章	那珂川町障害者計画2018	19
1	計画の基本理念	20
2	計画の体系	21
3	具体的な施策	22
	基本目標1 共に生きることへの理解促進	22
	(1) 啓発・広報活動の推進	
	(2) 福祉教育等の推進	
	(3) 交流・ふれあいの促進	
	基本目標2 一人ひとりに対応した早期療育	23
	(1) 早期発見・早期療育体制の整備	
	(2) 適性就学の推進	
	(3) 特別支援教育等の充実	
	基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支える	25
	(1) 相談支援体制の充実	
	(2) 生活支援体制の充実	
	(3) 住環境の整備	
	(4) 健康づくりの推進	
	(5) 医療等に関する制度の充実	
	(6) ボランティアの育成	
	(7) 研修体制の充実	
	基本目標4 自分らしさを生かした活動	27
	(1) 一般就労の促進	
	(2) 福祉的就労の場の充実	

	(3) 日中活動の場の充実	
	(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進	
	(5) 文化活動の推進	
基本目標5	安心して暮らせるまちづくり	28
	(1) 住みよいまちづくりの推進	
	(2) 安心安全なまちづくりの推進	
第4章	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	30
1	平成32年度の目標値について	31
	(1) 施設入所者の地域生活への移行	
	(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
	(3) 地域生活支援拠点等の整備	
	(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行	
	(5) 障害児支援の提供体制の整備等	
2	障害サービス等の見込量と確保の方策	34
2-1	自立支援給付	34
	(1) 訪問系サービス	
	(2) 日中活動系サービス	
	(3) 居住系サービス	
	(4) 計画相談支援等	
	(5) 児童系サービス	
2-2	地域生活支援事業	46
	(1) 必須事業	
	(2) 任意事業	
第5章	計画の推進	52
資料編		54

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者が、自己実現のため、持てる能力を十分に発揮して、社会活動に参加できるよう、障害者を取りまく状況に配慮しながら、障害者施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「那珂川町障害者計画 2012」「第4期那珂川町障害福祉計画」を策定し、各種施策の推進に取り組んできました。

その後、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の施行、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定など、障害者を取り巻く環境及び施策は大きく変化しています。

このような中、この2つの計画が平成29年度で終了することから、平成30年度を初年度とする「那珂川町障害者計画 2018」「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の性格

「那珂川町障害者計画 2018」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、国の「障害者基本計画」及び「栃木県障害者計画（とちぎ障害者プラン21）（2015～2020）」を踏まえ、「第2次那珂川町総合振興計画」の部門計画として、町が取り組むべき今後の障害者施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するための指針となります。

「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20の規定に基づく「市町村障害・児福祉計画」であり、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の必要量を見込み、提供体制の確保に関する方策を定めるものです。

3 計画期間

「那珂川町障害者計画 2018」は、平成30年度から平成35年度までの6か年の計画期間とします。「第5期障害福祉計画」「第1期障害児福祉計画」は、平成30年度から平成32年度までの3か年を計画期間とします。

また、計画期間内における制度改正や社会経済情勢の変化等に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 障害者を取りまく状況

第2章 障害者を取りまく状況

1 那珂川町の概況

(1) 概況

本町は、栃木県の東北東に位置し、北部は大田原市、南部は那須烏山市、西部はさくら市、東部は茨城県大子町及び常陸大宮市と接しています。東西に約23km、南北に19kmと東西に長く、総面積は192,78km²を有しています。

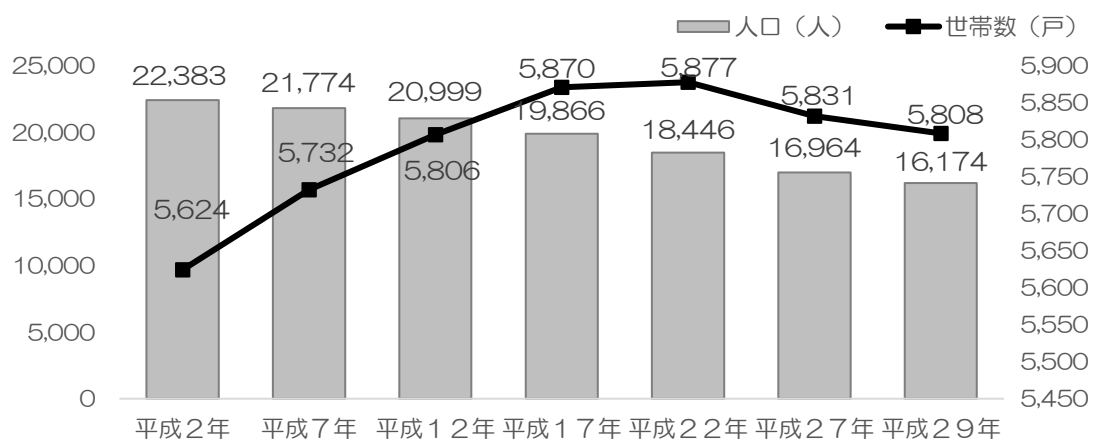
町の中央を北から南に清流那珂川が流れ、林野率は町総面積の64.4%を占めています。

(2) 人口・世帯

人口についてみると、平成7年から平成27年までの20年間で、約4,800人減少しています。年齢3区分別にみると、65歳以上が増加し、0～14歳と15～64歳が減少していることから、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

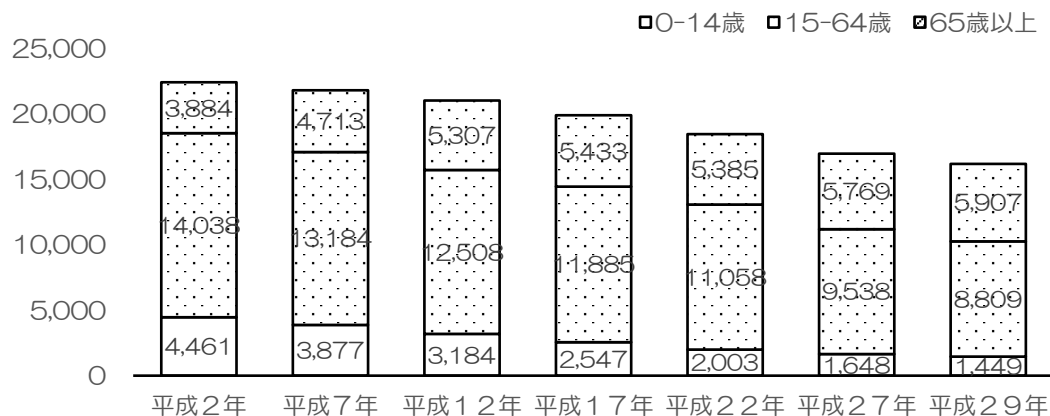
世帯数についてみると、平成22年までは増加傾向にありましたが、その後は減少しています。

人口と世帯数の推移



(国勢調査、平成29年のみ毎月人口調査)

年齢別人口の推移



2 障害者の状況

那珂川町における平成29年4月1日現在の身体障害者手帳所持者は815人、療育手帳所持者は154人、精神保健福祉手帳所持者は101人、指定難病（小児含む）受給者証所持者158名となっています。

身体障害者手帳の所持者は60歳以上の方が全体の8割を占め、高齢化が進んでいます。程度別では「1級」「4級」の等級での取得が多く、障害の内容では「肢体不自由」が約半数となっています。療育手帳の所持者数は増加傾向にあり、「B1（中度）」での取得が多くなっています。精神保健福祉手帳の所持者数についても、年々増加が続いており、平成24年と比較すると、1.6倍となっています。程度別では、「2級」が約6割を占めています。難病についても、増加傾向にあります。平成27年の対象疾病拡大により、受給者数が大幅に増加しました。自立支援医療（精神通院）についても、年々増加が続いており、平成24年と比較すると、1.3倍となっています。

① 身体障害者手帳の交付状況（人） 平成29年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚	22	15	1	2	5	9	54
聴覚・平衡		22	14	32	1	37	106
音声・そしゃく			1	1			2
肢体	39	82	75	134	58	24	412
内部	133	1	14	50			198
複合	25	10	4	3	1		43
計	219	130	109	222	65	70	815
	26.9%	16.0%	13.4%	27.1%	8.0%	8.6%	100%

② 療育手帳の交付状況（人） 平成29年4月1日現在

障害区分	A1	A2	B1	B2	計
所持者数	22	43	55	34	154
構成比	14.3%	27.9%	35.7%	22.1%	100%

③ 精神保健福祉手帳の交付状況（人） 平成29年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	計
所持者数	28	60	13	101
構成比	27.7%	59.4%	12.9%	100%

④ 指定難病等受給者証の交付状況 平成29年4月1日現在

名称	人数
指定難病	145
小児慢性	13
計	158

⑤ 自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付状況

平成 29 年 4 月 1 日現在

名称	人数
自立支援（精神通院）	220

⑥ 年齢別手帳交付者数（人・％）

平成 29 年 4 月 1 日現在

		0～17 歳	18～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70歳 以上	計
身体	人数	7	9	16	39	80	181	483	815
	構成比	0.9	1.1	2.0	4.8	9.8	22.2	59.3	100.0
療育	人数	22	40	18	27	21	14	12	154
	構成比	14.3	26.0	11.7	17.5	13.6	9.1	7.8	100.0
精神	人数	2	9	17	29	20	17	7	101
	構成比	2.0	8.9	16.8	28.7	19.8	16.8	6.9	100.0
難病 小慢	人数	14	4	8	13	28	48	43	158
	構成比	8.9	2.5	5.1	8.2	17.7	30.4	27.2	100.0
自立支援 （精通）	人数	2	29	30	69	41	42	7	220
	構成比	0.9	13.2	13.6	31.4	18.6	19.1	3.2	100.0

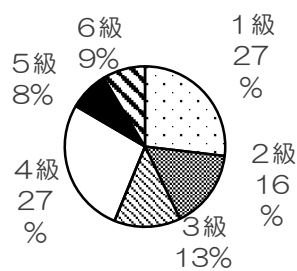
⑦ 手帳等の所持者の推移（人）

各年 4 月 1 日現在

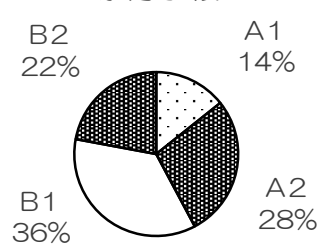
区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
身体	888	883	882	881	889	815
療育	148	146	150	150	153	154
精神	61	66	80	93	96	101
難病・小慢	121	126	132	140	163	158
自立支援（精神通院）	169	187	208	213	222	220

手帳の障害程度割合

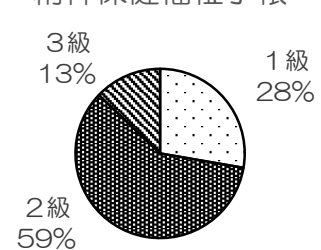
身体障害者手帳



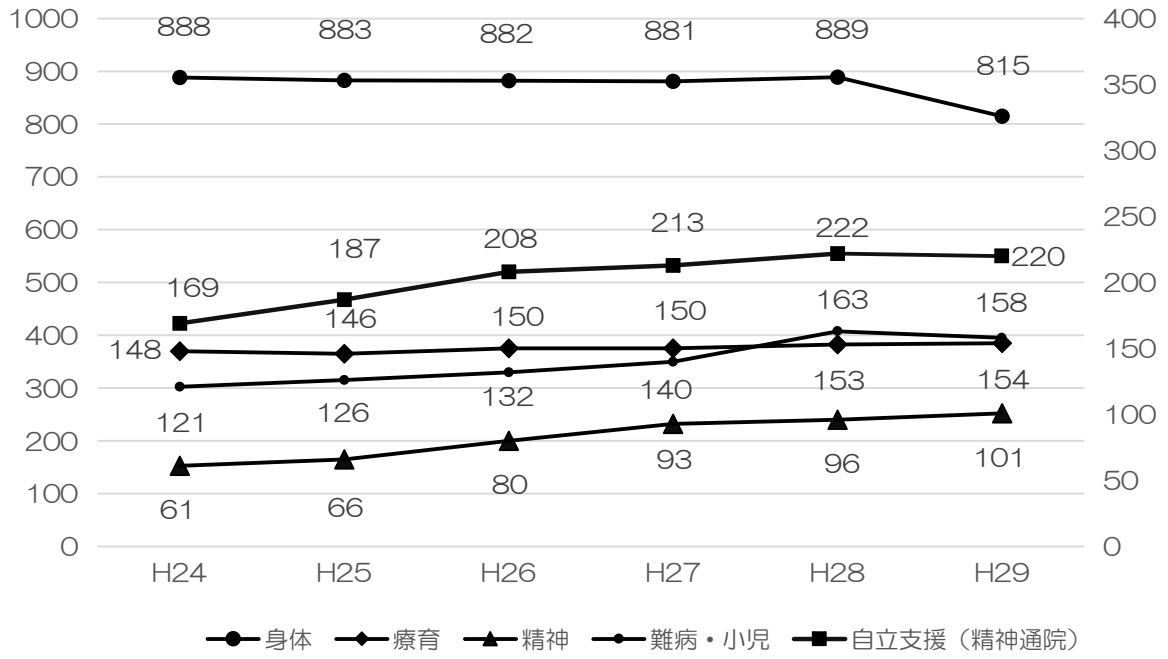
療育手帳



精神保健福祉手帳



手帳等所持者の推移



3 那珂川町障害者実態調査結果

障害者計画策定の基礎資料とするため、本町に在住する障害に関する手帳をお持ちの方及び難病患者の方に、生活の様子やこれから希望することなどのアンケート調査を実施しました。

■調査の概要

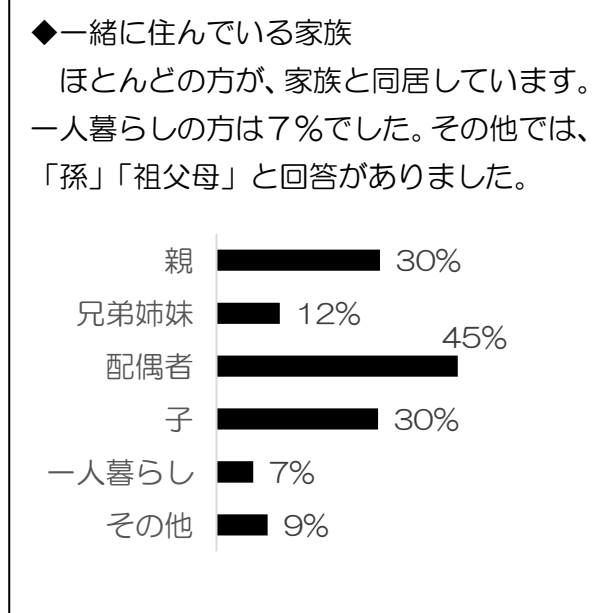
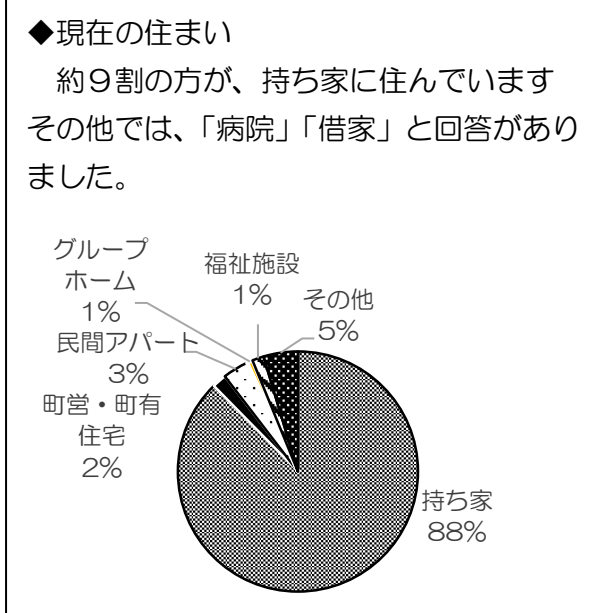
調査対象		方法	期間
身体障害者手帳所持者	330名	郵送による 配布	平成29年 10月16日～ 11月10日
療育手帳所持者	70名		
精神保健福祉手帳所持者	50名		
指定難病（小児慢性）受給者証所持者	50名		
計	500名		

■回収結果

回収状況		回収率	方法
身体障害者手帳所持者	157名	52.8%	郵送による 回収
療育手帳所持者	34名		
精神保健福祉手帳所持者	22名		
指定難病（小児慢性）受給者証所持者	21名		
無回答	5名		
重複	25名		
計	264名		

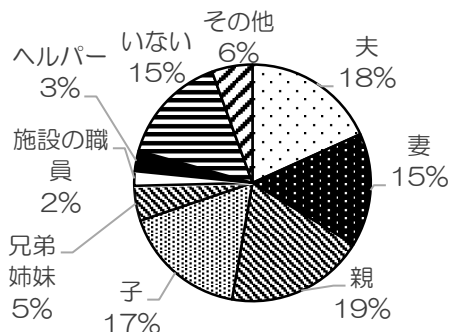
■調査結果のまとめ

(1) 暮らしについて



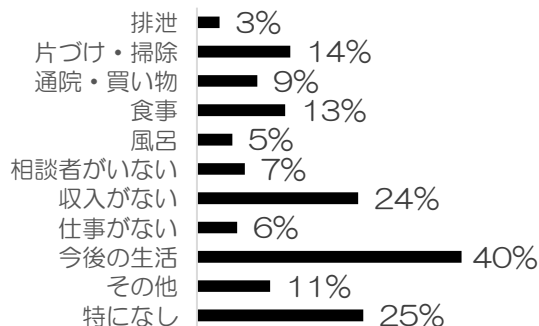
◆主な介助者

介助者がいない方が15%となっています。その他では、「介護の必要なし」「子の妻」と回答しています。



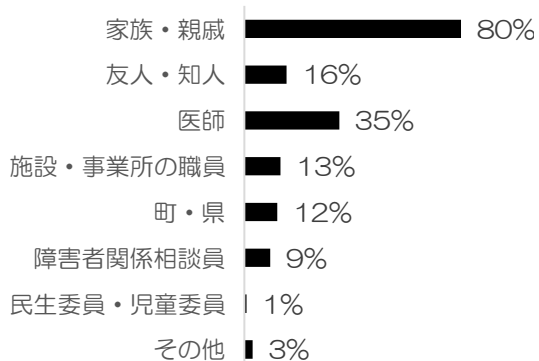
◆生活の中での悩みや困りごと

「今後の生活」や「収入」と回答した方が多くみられます。その他では、「体の不自由さ」「医療費」と回答しています。



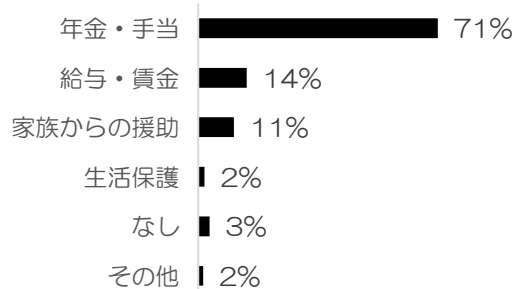
◆悩みや困りごとの相談先

「家族・親戚」と回答した方がほとんどで、次いで「医師」となっています。



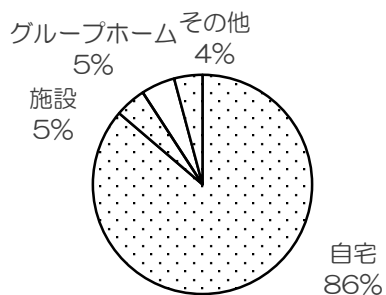
◆主な収入

「年金・手当」と回答した方がほとんどで、次いで「給与・賃金」「家族からの援助」となっています。



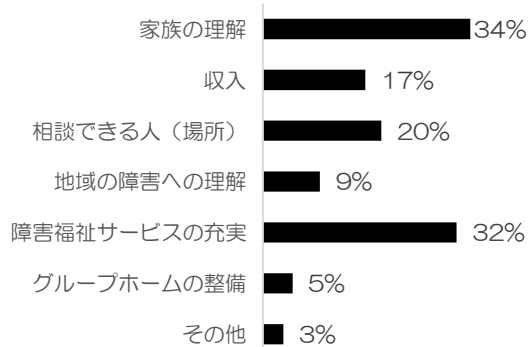
◆今後はどのように生活したいか

今後も自宅で生活したいと希望している方がほとんどです。その他では、「わからない」「自分では判断できない」の回答がありました。



◆今後の生活に必要な支援

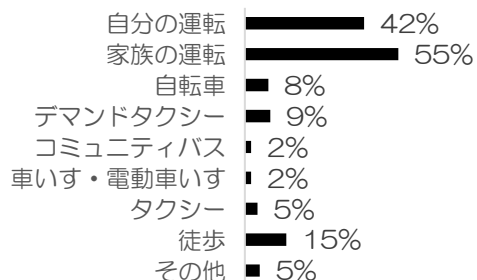
「一緒に暮らす家族の理解」「障害福祉サービスの充実」と回答した方が多くなっています。



(2) 外出について

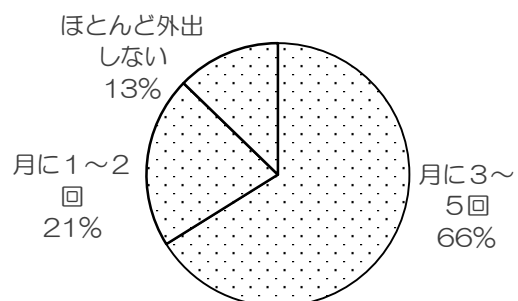
◆外出の方法

約半数の方が「自分や家族の運転」で、次いで「徒歩」となっています。その他では、「施設の車」「知人・親戚」と回答がありました。



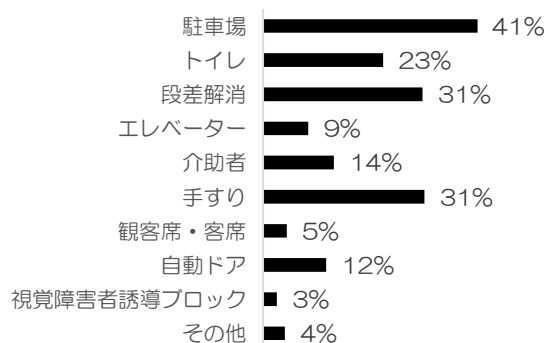
◆外出の回数（仕事・通院・通学以外で）

約7割の方が、月に3回以上外出していますが、ほとんど外出しないと回答した方が13%となっています。



◆外出先で整備されているとよいもの

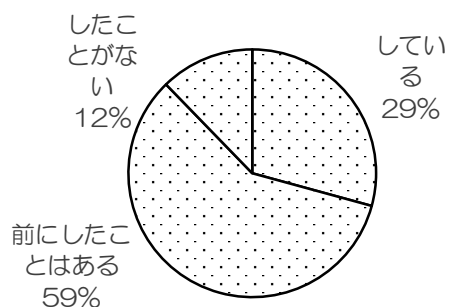
「駐車場」と回答した方が一番多く、次いで「段差解消」「手すり」となっています。



(3) 就労について

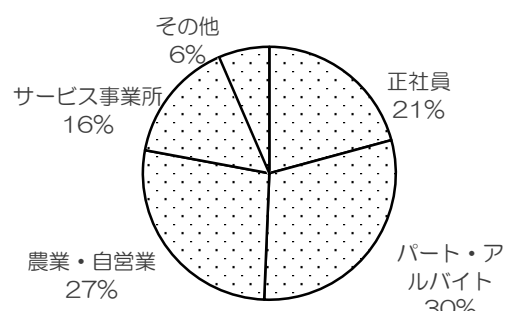
◆仕事の経験

仕事の経験については、「している」「したことがある」と回答した方が約9割となっています。



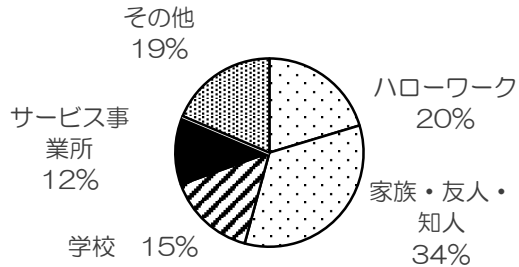
◆現在の仕事の内容

「パート・アルバイト」と回答した方が一番多く、次いで「農業・自営業」となっています。



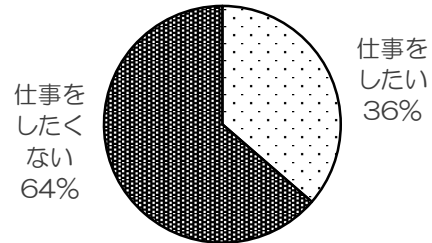
◆現在の仕事をどのように探したか

「家族・友人・知人の紹介」と回答した方が一番多くなっています。その他では、「チラシ」等との回答がありました。



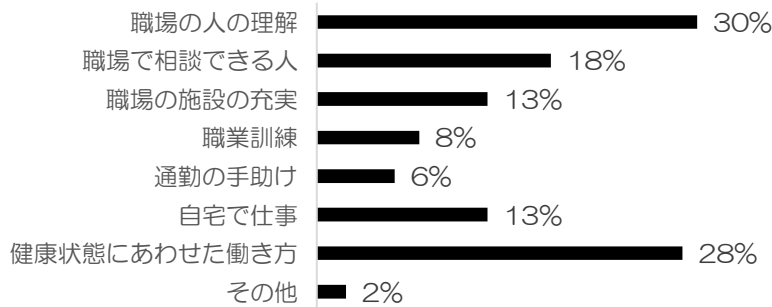
◆今後の就労希望

就労を希望する方が36%、希望しない方が64%となっています。



◆仕事をするために必要な支援

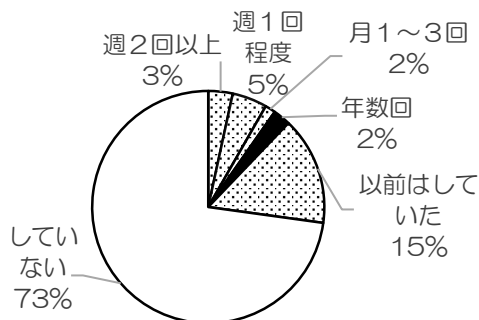
「職場の人の理解」「健康状態にあわせた働き方」と回答した方が多くなっています。次いで「職場で相談できる人」となっています。



(4) スポーツ・文化活動について

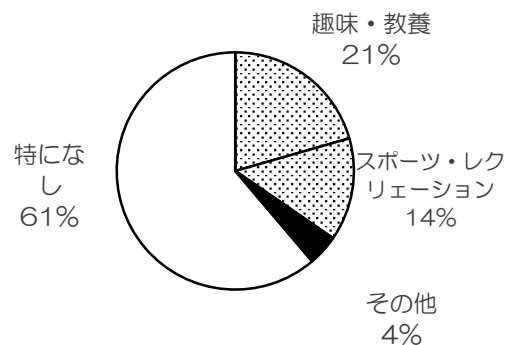
◆スポーツをしていますか

「していない」と回答した方が一番多く、次いで「以前はしていた」となっています。



◆習い事や学びたいこと

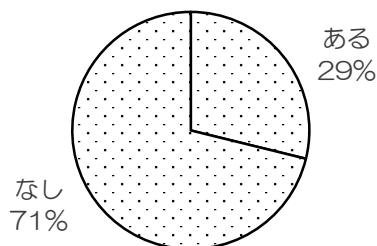
「特になし」と回答した方が一番多く、次いで「趣味・教養」となっています。



(5) 権利擁護について

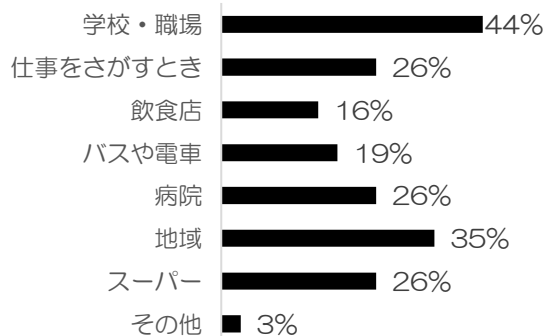
◆差別を感じたこと

「ある」と回答した方が約3割、「なし」と回答した方が約7割となっています。



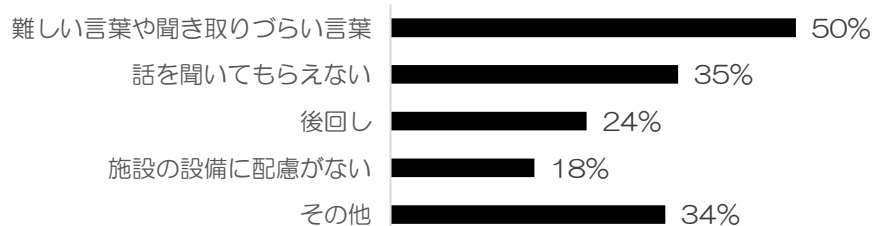
◆どのような場所で感じたか

「学校・職場」や「地域」と回答した方が、多くなっています。



◆どのような時に感じたか

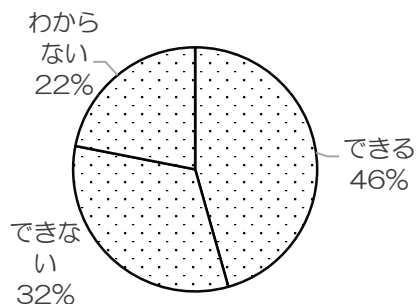
「難しい言葉や聞き取りづらい言葉をいわれたとき」と回答した方が一番多く、次いで「話を聞いてもらえない」となっています。「その他」では、「わかりづらい案内表示」「不自由さを理解してもらえない」「視線」「心ない言葉」などの意見がありました。



(6) 災害対策について

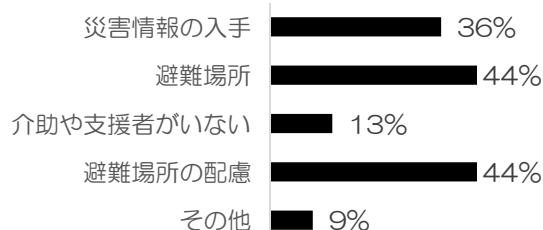
◆災害時の避難

「できる」と回答した方が約5割、「できない」と回答した方が3割、「わからない」と回答した方が2割となっています。



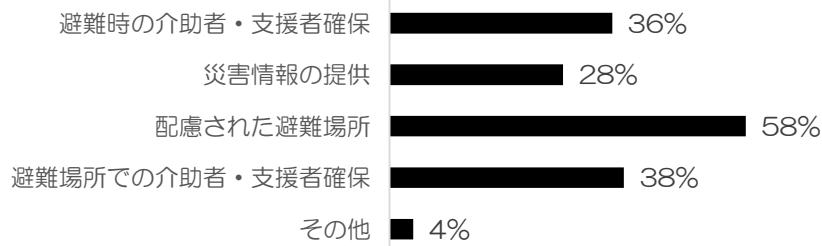
◆災害時に心配や不安なこと

「避難場所がわからない」「避難場所が障害者に配慮されているか」と回答した方が多くなっています。その他では、「薬・ストマの確保」「家族が留守の時」と回答がありました。



◆災害時に必要なこと

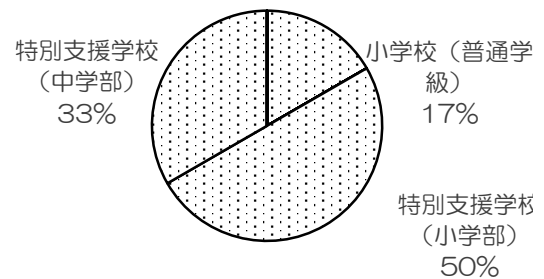
「障害者に配慮された避難場所の確保」と回答した方が一番多く、次いで「避難場所や避難時の介助者・支援者の確保」となっています。



(7) 障害児の保育・教育・療育等について

◆現在、通園・通学している学校等

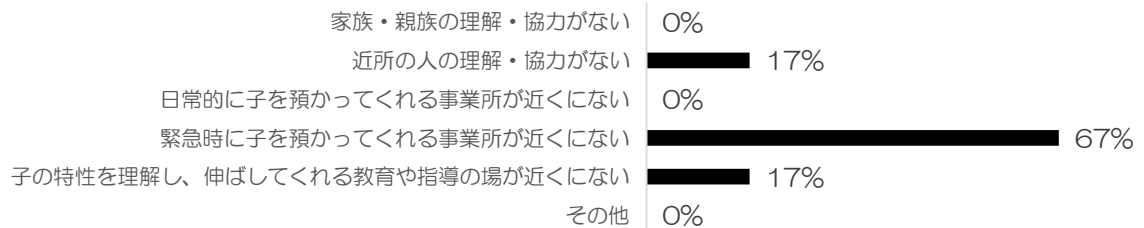
「特別支援学校（小学部）」が一番多く、次いで、特別支援学校（中学部）となっています。



※回答者数が少ないため、このような結果でしたが、調査対象者中には、「高等学校」や「小・中特別支援学級」にも通学しています。

◆育児で難しいと感じること

「緊急時に子を預かってくれる事業所が近くにない」と回答した方が約7割となっています。



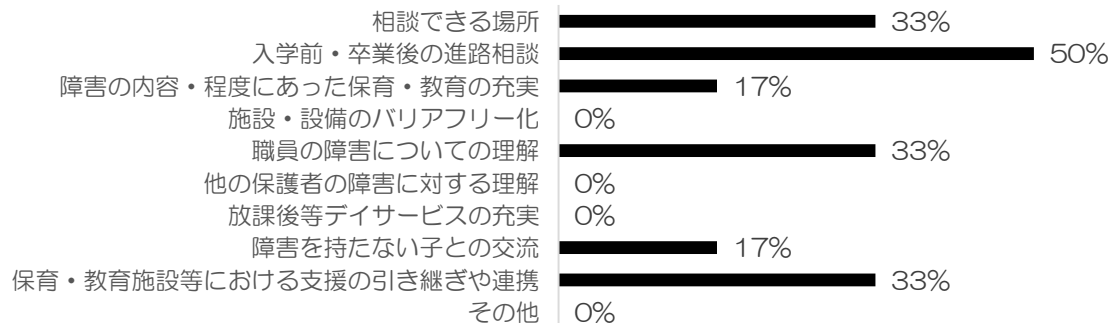
◆今後の生活の充実のため、力を入れてほしいこと

「安心して相談できる場所」「家族の留守、病気等での子どもの一時預かり」と回答した方が一番多く、次いで「福祉サービス・日常生活用具給付等の情報提供」となっています。



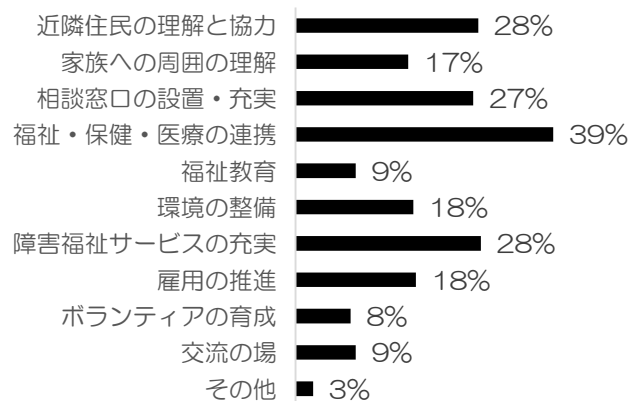
◆保育・教育環境について、今後希望すること

「入学前・卒業後の進路相談」と回答した方が一番多く、次いで「相談できる場所」「職員の障害についての理解」「保育・教育施設における支援の引き継ぎや連携」となっています。



(8)「地域共生社会」の実現に向けた取り組みで力をいれてほしいこと

「福祉・保健・医療の連携」と回答した方が一番多く、次いで「近隣住民の理解と協力」「障害福祉サービスの充実」「相談窓口の設置・充実」となっています。



(9) 障害福祉についての意見・要望

○制度について

- ・利用できる福祉サービスの内容がわからない(5)
- ・24時間利用できるヘルプサービス
- ・通院や外出のための交通費が低額ですむ交通手段
- ・福祉サービスを休日・祝日に利用したい
- ・手続きの簡略化

○施設整備について

- ・グループホームや障害者支援施設の整備(3)
- ・障害者用入浴施設の充実(3)
- ・スポーツ施設の整備
- ・障害者用トイレ・オストメイトトイレ・洋式トイレの整備
- ・段差のない歩道の整備

○収入について

- 障害年金の増加（3）
- 障害年金の対象者拡大（2）
- 作業所の賃金増加（2）
- 就労できない人への援助

○災害について

- 情報入手のため、告知放送の無償設置
- 避難時の支援体制の整備

○地域共生社会について

- みんなに助けられて生活できることはよいこと
- 地域共生社会に期待する

○その他

- 障害者または親同士の交流の場の設置（3）
- 気軽に相談することができ、手助けをしてほしい（3）
- 今後のことが不安（3）
- 精神障害者への理解（2）
- 医療機関での優先受診

第3章 那珂川町障害者計画2018

第3章 那珂川町障害者計画2018

1 計画の基本理念

障害のある人もない人も、互いに認め合い、人格と個性を尊重し、共に支え合いながら暮らす「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに取り組みます。また、できる限り、住み慣れた地域や家庭で安心した生活が送れるよう、自立と社会参加を目標に、各施策を推進していきます。

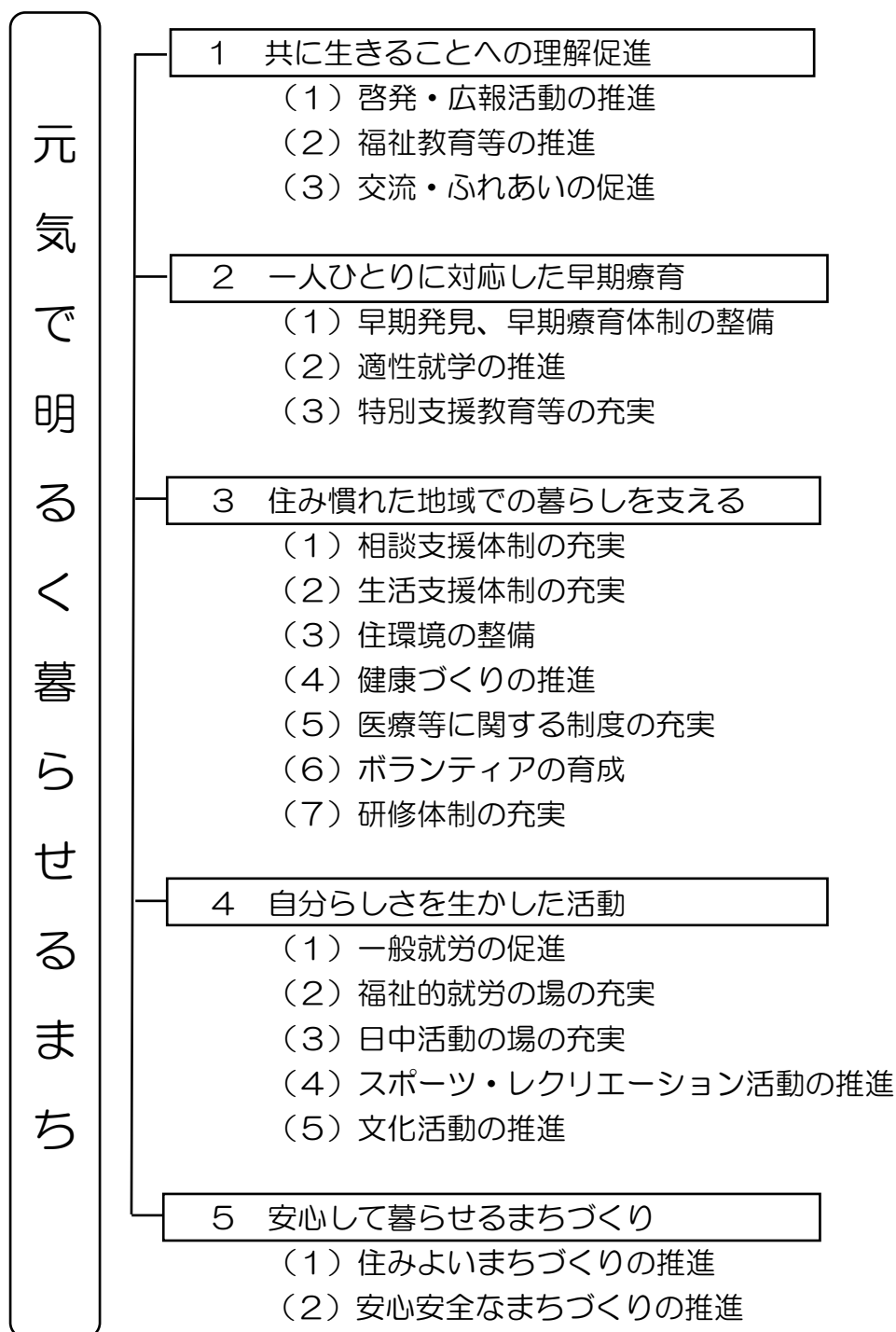
元気で明るく暮らせるまち

～共に生きる地域づくりを目指して～

【基本目標】

- 1 共に生きることへの理解促進
- 2 一人ひとりに対応した早期療育
- 3 住み慣れた地域での暮らしを支える
- 4 自分らしさを生かした活動
- 5 安心して暮らせるまちづくり

2 計画の体系



3. 具体的な施策

基本目標 1 共に生きることへの理解促進

(1) 啓発・広報活動の推進

【現 状】

アンケートにおいては、約3割の方が差別を感じたことがあり、「学校・職場」や「地域」で感じたことがあると回答しています。広報なかがわや福祉まつり等で啓発活動を行っていますが、引き続き、広報媒体等を活用した啓発・広報活動の充実が必要です。

すべての町民が障害や障害者について理解することにより、「心の壁」を取り除くことが、障害者への差別解消や障害者虐待防止、障害者雇用の促進にもつながることとなります。

【具体的な施策】

広報等を活用した啓発・広報活動の充実を図り、障害者週間（12月3日～9日）の啓発活動を行います。

(2) 福祉教育等の推進

【現 状】

子どもの頃から障害や障害者に対する理解や配慮ができるように、福祉施設等への訪問や障害者の疑似体験を実施しています。子どもの頃から福祉について、理解を深めることや共に相手を尊重し、「共生社会」の地域づくりを推進していく必要があります。生涯を通じて障害に対する理解を深めることができるよう、学習の機会を提供する必要があります。

【具体的な施策】

あらゆる年代における福祉教育の推進を図り、「地域共生社会」※の理念の周知に努めます。

※「地域共生社会」とは…誰もが住み慣れた地域で、お互いを理解し、尊重し合い、生きがいを持って、共に支え合いながら生活していくこと。

(3) 交流・ふれあいの促進

【現 状】

本町では、毎年10月に「福祉まつり」を開催していますが、障害や障害者に対する理解を促進するためには、交流・ふれあいの機会が必要です。また、町内の福祉事業所においても個々にイベントを開催するなど、交流の機会を提供しています。町民一人ひとりが交流イベント等へ積極的に参加する、意識の向上が必要です。

【具体的な施策】

関係機関と連携し、福祉まつりの充実を図るとともに、各事業所の交流イベントの周知に努めます。

基本目標 2 一人ひとりに対応した早期療育

(1) 早期発見、早期療育体制の整備

【現 状】

子どもの発達節目における健診や乳幼児期における成長・発達への不安を持つ保護者からの相談等において、早期療育を必要とする子どもが増えています。現在、町では就学前児童への小集団の支援として、さくらんぼ教室、かるがも教室、ひまわり教室を開催しています。健診や相談等において、配慮を要する子どもを早期治療・療育につなげるとともに、保護者の不安をできる限り軽減できるよう、保護者に寄り添った支援も必要となっています。

【具体的な施策】

各種健康診査体制の充実や相談体制の充実に努め、早期療育体制の充実を図ります。

(2) 適性就学の推進

【現 状】

未就学児で配慮が必要と思われる児童に対し、就学相談を実施しています。乳幼児期の健診等と連携をとり、早期から相談を受けられる体制づくりに努めています。アンケートでは、入学前の進路相談を希望する意見が多くありました。

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の発達障害について理解を深める啓発活動に努めるとともに、個々の障害に応じた適切な就学ができるよう、保護者の理解を得ながら、保健・福祉・学校等における相互連携の充実を図る必要があります。

【具体的な施策】

早期就学相談体制の充実や訪問相談の実施を推進します。

(3) 特別支援教育等の充実

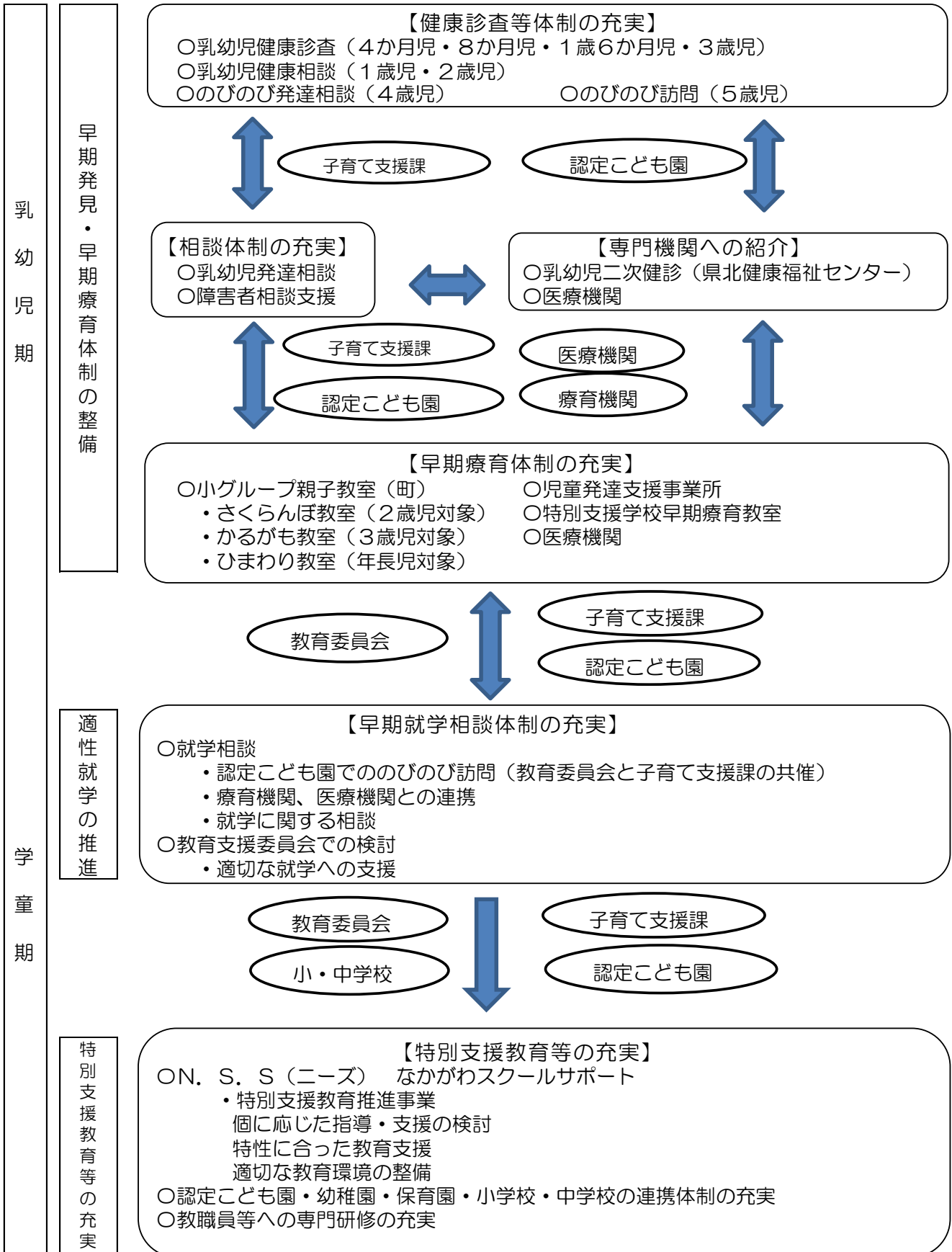
【現 状】

本町には4つの小学校と2つの中学校と3つの認定こども園があります。特別支援学級は、馬頭小学校に3クラス、馬頭東小学校に1クラス、小川小学校に2クラス、馬頭中学校に2クラス、小川中学校に2クラスが設置されており、特別支援教育の充実を図っています。また、各認定こども園においても、障害児保育を実施しています。アンケートでは「保育・教育施設における支援の引き継ぎや連携」を希望する意見がありました。認定こども園・小学校・中学校の連携により継続した支援と保育や教育に携わる人が、個々の障害に対する理解を深める必要があります。

【具体的な施策】

幼保小中の連携体制の充実を図り、保護者や児童発達支援事業所を含めた相談支援の充実と教職員等への専門研修等を推進します。

基本目標2 一人ひとりに対応した早期療育



基本目標3 住み慣れた地域での暮らしを支える

(1) 相談支援体制の充実

【現 状】

本町では、現在、那須烏山市と合同で相談支援事業を実施し、那須烏山市の民間事業所に委託しています。相談の方法としては電話での相談が主となっています。今年度においては、町内で出張相談会を、馬頭地区・小川地区で月に1回ずつ開催していますが、来所での相談はなかなか難しいのが現状です。障害のある人の年齢や障害の状態、さらには家庭内の状況など、さまざまな悩みを「丸ごと」相談できる場所が、身近な地域に必要とされています。そして、迅速かつ的確な支援につなげるため、各関係機関が相互に連携していくことも必要となっています。

【具体的な施策】

身近な地域への相談場所の設置・啓発や町自立支援協議会、地域の民生委員児童委員など、関係機関の連携体制の充実を図ります。

(2) 生活支援体制の充実

【現 状】

本町では、障害福祉サービス等を提供している事業所が6カ所ありますが、近隣の事業所を利用している方も多くみられます。障害のある人が住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、在宅におけるサービスや日中活動におけるサービス、必要な用具の給付など、さまざまなサービスの提供と各種制度等の周知が必要です。

また、病院や施設等から在宅に戻る、地域移行・地域定着支援についても、関係機関との連携が重要となっています。

【具体的な施策】

障害のある人が在宅での自立した生活が送れるよう支援するとともに家族等の介護負担を軽減するため、各種福祉サービス等の利用支援を推進します。また、人権を擁護するため、成年後見制度の周知に努め、生活の安定を図ります。

(3) 住環境の整備

【現 状】

住宅は生活の拠点となるため、それぞれの障害に配慮された住環境とするためには、住宅改修費用が必要となります。障害者の日常生活を快適にするために、住宅の一部を改修する場合に、経済的負担の軽減のための助成制度等の活用について周知していく必要があります。

また、アンケートでは今後の生活場所や支援で「グループホーム」を希望する回答や地域生活への移行等からも、地域生活の場の確保も必要となっています。

【具体的な施策】

住宅改修費（日常生活用具給付事業のうち居宅生活動作補助用具）の給付や町営住宅の優先入居、グループホーム等の生活の場の確保に努めます。

(4) 健康づくりの推進

【現 状】

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障害の原因になりやすく、疾病の早期発見・早期治療が大切で、疾病予防としての日頃の健康づくりはとても重要なことです。町では「健康なかがわ21」を策定し、計画に基づき各施策を実施し、健康づくりを推進しています。住民一人ひとりが「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、障害の原因となる疾病を予防するとともに、事後指導等の充実を図る必要があります。

また、現在の社会情勢の中で気分が落ち込んだり、人間関係がうまくいかないなど、ストレスを感じている方も少なくなく、精神面のケアも求められています。

【具体的な施策】

「健康なかがわ21」の推進及び精神保健相談会の充実を図り、メンタルヘルス対策を推進します。

(5) 医療等に関する制度の充実

【現 状】

障害者は定期的な通院や入院による医療費の負担により、治療の継続が難しくなる方も少なくありません。治療の確立していない難病の方については、対象疾病が増加し、支援を受けられる方々が増加しました。また、高齢の障害者については、介護保険制度との連携が不可欠になっています。障害者が安心して医療が受けられるよう、医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減にかかる制度の周知が必要です。

【具体的な施策】

各種医療費助成等による負担軽減、特定疾患患者見舞金制度の周知や介護保険制度による関係機関相互の連携に努めます。

(6) ボランティアの育成

【現 状】

現在、町社会福祉協議会内にはボランティアセンターが設置されており、登録されているボランティアは個人・団体で8団体257名であります。地域福祉は住民一人ひとりが福祉の担い手であるという意識のもと、アンケートでは地域共生社会を実現するためには「近隣住民の理解と協力」が必要という意見がありました。ボランティアセンター事業の充実を図るためにも、ボランティアの育成が不可欠です。地域の活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に参加できるよう関係機関と連携し、推進していく必要があります

【具体的な施策】

ボランティアの育成を図るとともに、ボランティアセンターの支援に努めます。

(7) 研修体制の充実

【現 状】

町では、那須烏山市と合同で、手話奉仕員養成講座を開催していますが、平成 28 年度は 1 名、平成 29 年度は参加者がいませんでした。福祉の担い手となるボランティアは専門的な需要も今後必要と考えられます。今後も各種研修会について広く周知し、参加を促し、人材を育成していく必要があります。

【具体的な施策】

手話奉仕員養成講座や各種研修会等の開催について周知を図ります。

基本目標 4 自分らしさを生かした活動

(1) 一般就労の促進

【現 状】

一般企業等への就労に向けては、就労移行支援事業所やハローワーク等との連携を図り、進めています。アンケートでは、卒業後の進路相談を希望する意見が多くありました。障害者の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であることから、関係機関との連携を図り、障害者本人の適性や障害の状況などに応じた一般就労ができるように、また、職場においても合理的配慮の理解を促進し支援していく必要があります。また、就職後も安心して働き続けられるよう、相談に応じる体制づくりも必要となっています。

【具体的な施策】

障害者雇用のための啓発活動を推進するとともに、障害者雇用や就労中の相談体制の充実に努めます。また、障害者を対象とした職業訓練の情報提供も行っていきます。

(2) 福祉的就労の場の充実

【現 状】

障害の状況により一般就労が困難な人は、「福祉的就労の場」を利用し、就労の機会、訓練等を受けています。「福祉的就労の場」は、障害者一人ひとりの希望に応じた就労や生産活動の場として、重要な役割を果たしていることから、障害者優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの調達に努め、「福祉的就労の場」の確保と就労環境の充実に努める必要があります。

【具体的な施策】

「福祉的就労の場」の確保と充実に努めるため、障害者優先調達推進方針を定め、優先調達の推進に努めます。

(3) 日中活動の場の充実

【現 状】

障害のある人に創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流促進を図るための「地域活動支援センター事業」、介護者の負担軽減と障害のある人へ活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練やその他必要な支援を行う「日中一時支援事業」を行

っています。「日中活動の場」は、社会参加の大切な機会でもあるため、引き続き利用促進を図る必要があります。

【具体的な施策】

「日中活動の場」の確保と充実に努め、関係機関と連携し利用促進を図ります。

(4) スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現 状】

本町では、年に1回、障害者団体主催による障害者スポーツ大会が開催されていますが、参加者は年々減少しています。アンケートでは、現在、スポーツをしていると回答した方は12%でした。スポーツ・レクリエーション活動は社会参加の大切な機会であり、仲間づくりにもつながる機会でもあると考えます。障害者がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、障害者を対象としたスポーツやニュースポーツの紹介、普及、指導者の育成が必要です。

【具体的な施策】

障害者スポーツについての啓発を行うとともに、スポーツ振興のために企画・指導・助言を行うスポーツ推進委員との協力のもと、指導者の育成を図るとともに、スポーツ教室等の開催を推進します。

(5) 文化活動の推進

【現 状】

本町には、障害を持つ人の芸術活動をサポートしている美術館があり、障害者の作品に身近にふれることができます。文化活動は心を豊かにするとともに、社会参加の大切な機会でもあります。アンケートでは21%の方が習い事や学びたいことがあると回答しています。障害者が文化活動を気軽に楽しむことができるよう、文化活動に関する団体や活動に関する情報提供を行う必要があります。

【具体的な施策】

芸術文化に携わる協会及び団体との協力のもと、文化活動や文化団体の情報提供に努め、社会参加を推進します。

基本目標5 安心して暮らせるまちづくり

(1) 住みよいまちづくりの推進

【現 状】

町内の公共施設においては、エレベーターの設置や自動ドアの設置、道路においては歩道・車道の分離・段差解消や障害者用信号機の設置など、少しずつバリアフリー化が進められています。障害のある人にとって、生活しやすく、より社会参加しやすい環境にしていくためには、引き続きバリアフリー化を進めていく必要があります。

また、アンケートでの外出方法は「自分・家族の運転する自動車」と回答された方が多くありましたが、より生活しやすく、より社会参加しやすい環境とするためには、移動しやすい環境整備も重要となっています。

【具体的な施策】

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、公共施設等や道路・歩道のバリアフリー化について関係機関等と協議しながら推進するとともに、移動支援や福祉タクシーの充実やおもいやり駐車スペースつぎつぎ事業（栃木県）の周知にも努めていきます。

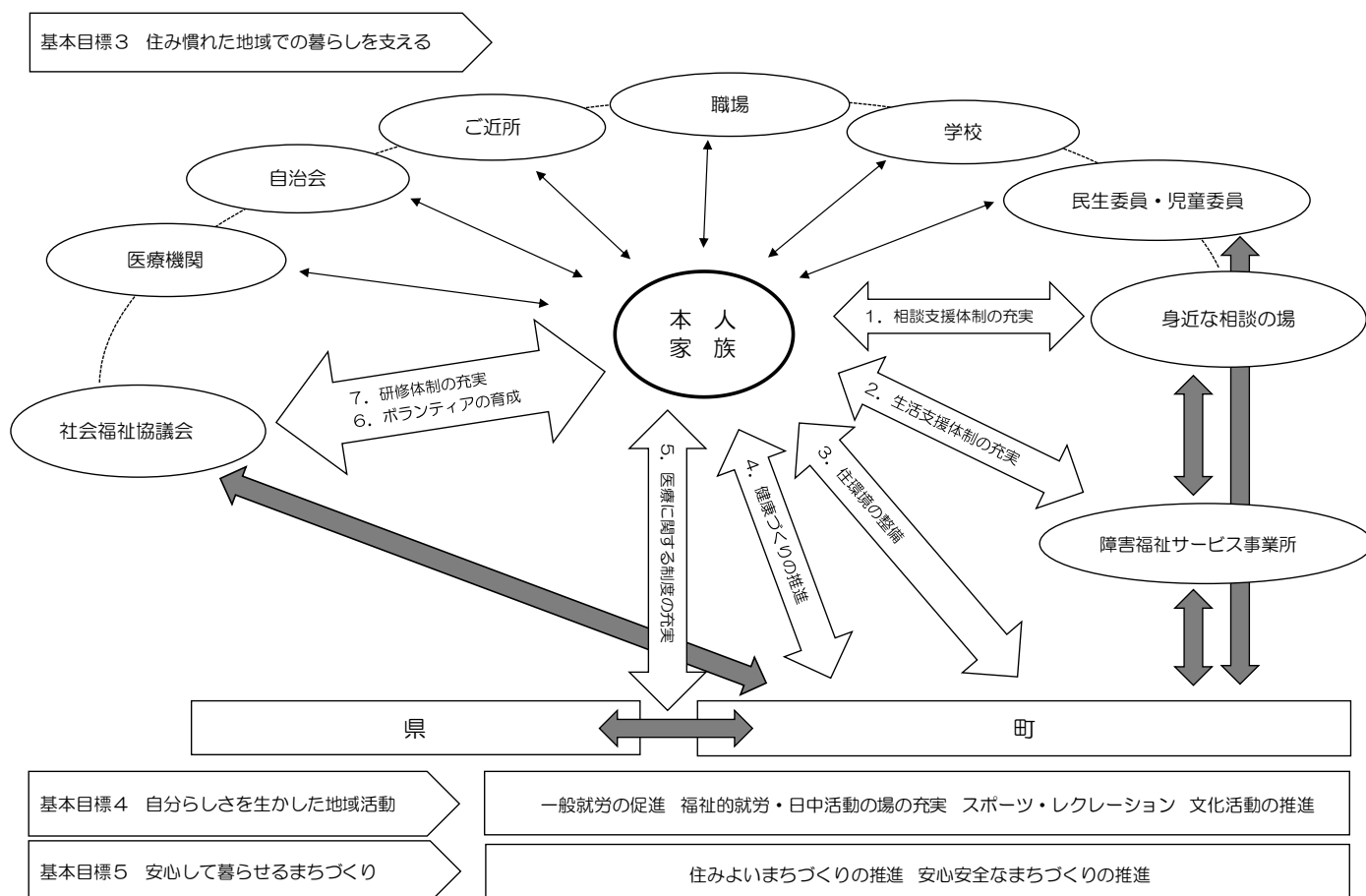
(2) 安心安全なまちづくりの推進

【現 状】

災害時の避難については、地域防災計画及び避難行動支援全体計画に基づき対応することとしています。アンケートでは、「一人で避難できない」「わからない」と回答した方が54%、「避難場所がわからない」「避難場所の配慮」と回答した方が44%など、災害時の避難に不安を抱えています。日頃より、防災意識を持てる広報活動と、災害時の避難等については要支援者台帳の整備や地域見守りネットワークを活用した支援体制づくりを進めていく必要があります。

【具体的な施策】

災害時、障害者は特別な支援が必要なことから、防災への意識の向上を図るため広報活動を推進するとともに、災害時の避難等については、要支援者台帳の整備と支援体制づくりに努めます。



第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

第4章 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画

「第5期障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に基づき、必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、平成32年度における数値目標の設定及び各年度のサービス量を見込むとともに、サービスの提供体制の確保について定めるものです。

「第1期障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20の規定に基づき、国の定める基本指針に基づき、障害児支援の提供体制の整備を計画的に確保するため、新たに策定が義務付けられました。

1 平成32年度の目標値について

国の基本指針により、次に掲げる事項について、平成32年度を目標年度とする「成果目標」を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- 地域生活移行者数：平成28年度末時点施設入所者の9%以上
- 施設入所者数：平成28年度末時点施設入所者から2%以上削減

【県の目標】

- 地域生活移行者数：平成28年度末時点施設入所者の3%以上
 - 施設入所者数：平成28年度末時点の施設入所者から1.5%以上削減
- ※栃木県の福祉施設入所者は全国平均に比べ重度者の割合が高いことから、急激な地域移行は見込めないため。

【町の目標】

項目	数値	考え方
地域生活移行者数	1人	H28年度末実績25人×3%以上
施設入所者数	24人	H28年度末実績25人×1.5%以上削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- すべての障害保健福祉圏域、町もしくは複数市町ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

【県の目標】

- すべての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。また、県においても協議の場を設置します。

【町の目標】

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点を整備するため、保健福祉圏域または町ごとに少なくとも一つ整備することを基本とする。

【県の目標】

○市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制が整備されるよう市町村の取組を支援する。ただし、地域の実情に応じ複数市町村が共同で実施する体制整備も可能とする。

○機能等

- ・地域移行、地域定着を専門とする相談支援
- ・グループホームの体験利用
- ・地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ・既存の事業所等に併設する形や複数の事業者が機能を分担する面的な整備も可能とする。

【町の目標】

○障害者の地域生活を支援する拠点の整備については、県北障害保健福祉圏域内に整備することを目標とします。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

【国の基本指針】

○一般就労への移行者数：平成28年度実績の1.5倍以上
○就労移行支援事業利用者数：平成28年度末から2割以上の増加
○就労移行率3割以上である就労移行支援事業所：全体の5割以上
○就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率：80%以上

【県の目標】

○福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項 目	数 値	考 え 方
一般就労への移行者数	312人	H28実績208人×1.5倍
就労移行支援事業の利用者数	6,733人	H28実績5,611人×1.2倍
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	

【町の目標】

○福祉施設から一般就労への移行に関する目標値

項 目	数 値	考 え 方
一般就労への移行者数	2人	H28実績 1人×1.5倍
就労移行支援事業の利用者数	9人	H28実績 3人×3倍
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	1事業所	事業所全体の5割以上 ※町内に1事業所のみ
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを町内または県北障害保健福祉圏域内に設置することを目標とします。
- 町内または県北障害保健福祉圏域内において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を町内または県北障害保健福祉圏域内に確保することを目標とします。
- 医療的ケア児支援の協議の場を、平成30年度末までに那珂川町自立支援協議会内に設置します。

2 障害サービス等の見込量と確保の方策

第4期障害福祉計画（平成27年度から平成29年度）の見込値と実績値を比較し、かつ、実績値の推移によって、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画におけるサービス量を見込みます。

※平成29年度の実績値については、平成29年11月までの実績となっています。

2-1. 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、通院時の介助も行います。

【実績及び見込量】

利用実績については、計画見込量を上回り、人数・時間ともに増加傾向にあります。今後の見込量については、近年の利用状況により増加すると見込みます。

居宅介護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	時間	270	280	290	330	340	350
	人	17	18	19	24	25	26
実績値 (月)	時間	294	296	317			
	人	17	23	23			

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者・知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

【実績及び見込量】

重度訪問介護については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

重度訪問介護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	時間	10	10	10	10	10	10
	人	1	1	1	1	1	1
実績値 (月)	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

③行動援護

知的障害や精神障害によって常時介護を必要とする人に、危険回避のために必要な援護や外出時における移動中の介護・排せつ・食事等の介護等、外出に必要な援助を行います。

【実績及び見込量】

行動援護については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

行動援護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	時間	10	10	10	10	10	10
	人	1	1	1	1	1	1
実績値 (月)	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

④同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する人の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を援護します。

【実績及び見込量】

同行援護については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

同行援護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	時間	10	10	10	10	10	10
	人	1	1	1	1	1	1
実績値 (月)	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【実績及び見込量】

重度障害者等包括支援については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

同行援護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	時間	10	10	10	10	10	10
	人	1	1	1	1	1	1
実績値 (月)	時間	0	0	0			
	人	0	0	0			

【訪問系サービス見込量の確保の方策】

訪問系のサービスは障害者の地域生活を支えるうえで重要なサービスであることから、今後もサービス提供体制の確保に努め、サービスの充実を図っていきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする人に、主に昼間、施設での入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

【実績及び見込量】

利用実績については、計画見込量の利用日数は下回るものの、人数・日数ともに増加傾向にあります。今後の見込量については、近年の利用状況により増加すると見込みます。

生活介護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	830	830	850	840	855	870
	人	41	41	42	44	45	46
実績値 (月)	日	805	818	827			
	人	41	42	43			

②自立訓練（機能訓練）

身体に障害のある人や難病の方などに、理学療法や作業療法などのリハビリテーションや生活等に関する相談および助言を行います。

【実績及び見込量】

自立訓練（機能訓練）の利用実績はありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

自立訓練 (機能訓練)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	20	20	20	20	20	20
	人	1	1	1	1	1	1
実績値 (月)	日	0	0	0			
	人	0	0	0			

③自立訓練（生活訓練）

知的障害者・精神障害者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、必要な訓練や生活等に関する相談および助言を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は町内にサービス事業所ができたことにより、計画見込量を上回り、人数・日数ともに増加傾向にあります。今後の見込量については、近年の利用状況により増加すると見込みます。

自立訓練 (生活訓練)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	100	100	120	165	180	195
	人	5	5	5	11	12	13
実績値 (月)	日	67	130	145			
	人	4	10	10			

④宿泊型自立訓練

知的障害者・精神障害者が自立した日常生活または社会生活ができるよう、居室等を利用して、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は計画見込量を上回り、人数・日数ともに増加傾向にあります。今後の見込量については、近年の利用状況により増加すると見込みます。

宿泊型 自立訓練		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	30	30	30	90	120	120
	人	1	1	1	3	4	4
実績値 (月)	日	18	25	72			
	人	1	1	3			

⑤就労移行支援

一般就労を希望する人に、生産活動や職場体験などを通じた就労に必要な知識や能力の向上のため、一定期間、必要な訓練を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は計画見込量を下回っていますが、人数・日数ともに増加傾向にあります。国・県においては平成 32 年度末における目標値については、平成 28 年度の実績数より 1.2 倍に増加することとしてありますが、平成 29 年度の実績においてすでに大幅に上回っているため、町の目標は平成 28 年度の実績数の 3 倍の見込としています。

就労移行支援		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込量 (月)	日	120	140	140	150	150	170
	人	6	7	7	8	8	9
実績値 (月)	日	68	44	108			
	人	4	3	6			

⑥就労継続支援（A型）

一般企業等の雇用に結びつかなかった人に、雇用契約に基づいた就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は計画見込量を上回り、人数・日数ともに増加傾向にあります。福祉施設利用者の一般就労への移行を増やすよう目標値を設定しているため、今後についても増加すると見込みます。

就労継続支援 (A型)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込量 (月)	日	20	20	20	45	60	60
	人	1	1	1	2	3	3
実績値 (月)	日	29	41	44			
	人	1	2	2			

⑦就労継続支援（B型）

一般企業等に雇用されることが困難な障害のある方に対し、就労や生産活動などの機会の提供、知識および能力向上のために必要な訓練等を行います。ただし、利用者との雇用契約はありません。

【実績及び見込量】

利用実績は計画見込量を上回り、人数・日数ともに大幅に増加しています。福祉施設利用者の一般就労への移行を増やすよう目標値を設定しているため、今後についても増加すると見込みます。

就労継続支援 (B型)		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	320	340	360	720	810	900
	人	18	19	20	40	45	50
実績値 (月)	日	460	578	628			
	人	27	33	35			

⑧就労定着支援【新規】

一般就労に移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

【実績及び見込量】

平成 30 年度から開始予定であり、利用実績がないこと、また、就労移行支援から一般就労への実績等も鑑み、1名の利用を見込みます。

就労定着支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	—	—	—	10	10	10
	人	—	—	—	1	1	1
実績値 (月)	日	—	—	—			
	人	—	—	—			

⑨療養介護

医療を必要とし、常時介護を必要とする障害のある方で一定以上の障害支援区分の方に対し、病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供します。

【実績及び見込量】

利用人数は計画見込量を上回りますが、横ばいで推移しています。今後についても、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

療養介護		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	3	3	3	4	5	5
実績値(月)	人	3	4	4			

⑩短期入所

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護ができなくなった場合に、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【実績及び見込量】

福祉型については、計画見込量を上回り、日数は増加傾向にあります。今後についても、増加すると見込みます。

医療型については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

・福祉型

福祉型短期入所		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	50	60	70	90	100	100
	人	5	6	7	9	10	10
実績値 (月)	日	54	60	84			
	人	8	8	8			

・医療型

医療型短期入所		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	0	10	10	10	10	10
	人	0	1	1	1	1	1
実績値 (月)	日	0	0	0			
	人	0	0	0			

【日中活動系サービス見込量の確保の方策】

今後もサービス利用者の増加が見込まれることから、各事業者と連携を図り、見込量の確保に努めます。また、短期入所については、緊急時の対応を含め、関係機関と連携し、利用確保に努めます。

障害者の就労支援については、関係機関との連携を強化し、障害者雇用・就労機会の拡大に努めます。

(3) 居住系サービス

①自立生活援助【新規】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人等を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活課題や体調の確認を行い、必要な助言や医療機関との調整を実施するとともに、利用者からの相談・要請に応じた随時の対応により必要な支援の提供を行います。

【実績及び見込量】

平成 30 年度から開始予定であり、利用実績がないことから、地域移行支援・地域定着支援の利用見込を踏まえ、増加すると見込みます。

自立生活援助		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込量(月)	人	—	—	—	1	2	3
実績値(月)	人	—	—	—			

②共同生活援助（グループホーム）

グループホームは、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【実績及び見込量】

利用人数は横ばいで推移しています。今後については、施設入所者の地域生活への受け皿として増加すると見込みます。

共同生活援助 (グループホーム)		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
見込量(月)	人	25	26	27	26	26	27
実績値(月)	人	25	27	25			

③施設入所支援

施設に入所する人に対して、主に夜間に入浴や排せつ、食事等の日常生活上の支援を行います。

【実績及び見込量】

利用人数はほぼ横ばいで推移しています。今後については、平成 32 年度において、地域生活への移行に伴い平成 28 年度末時点における利用者の約 1.5%の減少の目標値を設定しているため、今後は減少していくものと見込みます。

施設入所支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	27	26	26	25	25	24
実績値(月)	人	25	25	25			

【居住系サービス見込量の確保の方策】

障害者の入所施設等から地域生活への円滑な移行を促進するため、地域における居住の場である共同生活援助事業の確保に努めます。

(4) 計画相談支援等

①計画相談支援

障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案して、必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービス等の利用状況を検証します。

【実績及び見込量】

サービス利用者のほとんどが計画相談を利用しています。今後もサービス利用者が増加すると見込まれるので、同様に推移していくと見込みます。

計画相談支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	11	11	11	30	35	40
実績値(月)	人	19	24	27			

②地域移行支援

障害者支援施設に入所している人や、精神科病院に長期入院している人が地域生活に移行するための活動に関する相談、住居の確保や障害福祉サービス事業所等への同行等、必要な支援を行います。

【実績及び見込量】

地域移行支援については計画見込量の利用実績がありました。今後は、地域移行がすすむことにより、平成32年度末までの目標値により、1名の利用者を見込みます。

地域移行支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	1	1	1	1	1	1
実績値(月)	人	0	0	1			

③地域定着支援

入所施設や医療機関から地域生活に移行した方や一人暮らしへと移行した方が安定的に地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に電話による相談や夜間を含む緊急時の訪問などの対応を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は少数で推移していますが増加傾向にあります。今後、地域移行がすすむことにより、利用者も増加すると見込みます。

地域定着支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	1	1	1	4	4	4
実績値(月)	人	2	3	3			

【計画相談支援等見込量の確保の方策】

障害者のライフプランとなるサービス等利用計画の作成については、モニタリングを含め、きめ細やかな支援を行う必要があり、さらに、サービスの利用者が増加傾向にあることから、相談支援事業の提供体制の確保も必要となっています。引き続き、県や事業所等と連携し相談支援専門員等の確保や育成に努めます。

また、地域移行支援・地域定着支援については、障害者の生活に密着したものになることから、関係機関との連携を十分に行い、相談支援体制の連携強化に努めます。

(5) 児童系サービス

①児童発達支援

発育・発達に支援を必要とする未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は町内にサービス提供事業所ができたことにより、人数・日数ともに計画見込量を大幅に上回り増加しています。今後についても、増加すると見込みます。

児童発達支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	100	110	120	190	200	210
	人	15	16	17	30	31	32
実績値 (月)	日	117	137	184			
	人	20	29	29			

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要と認められた障害のある児童について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等を行うとともに治療も行うサービスです。

【実績及び見込量】

医療型児童発達支援については、利用実績がありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

医療型 児童発達支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	0	10	10	10	10	10
	人	0	1	1	1	1	1
実績値 (月)	日	0	0	0			
	人	0	0	0			

③放課後等デイサービス

発育・発達に支援を必要とする就学児を対象に、放課後や長期休業中などにおいて、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は町内にサービス提供事業所ができたことにより、人数・日数ともに計画見込量を大幅に上回り増加しています。今後についても、増加すると見込みます。

放課後等 デイサービス		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	210	220	230	360	370	380
	人	16	17	18	34	35	36
実績値 (月)	日	336	346	348			
	人	21	33	33			

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援やその他必要な支援を行います。

【実績及び見込量】

保育所等訪問支援については利用実績はありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

保育所等訪問支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	0	10	10	10	10	10
	人	0	1	1	1	1	1
実績値 (月)	日	0	0	0			
	人	0	0	0			

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規】

重度の障害等により外出が困難な障害のある児童に対して、居宅を訪問して、発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与および生活能力の向上のために必要な訓練）を提供します。

【実績及び見込量】

平成30年度より開始予定であり、利用実績がないことから、今後の見込量については、1名の利用を見込みます。

居宅訪問型 児童発達支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (月)	日	—	—	—	10	10	10
	人	—	—	—	1	1	1
実績値 (月)	日	—	—	—			
	人	—	—	—			

⑥障害児相談支援

障害のある児童について、障害児通所支援を利用するため、児童の心身の状況や環境に配慮し、児童またはその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児通所支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証および見直し等を行うサービスです。

【実績及び見込量】

サービス利用者のほとんどが計画相談を利用しています。今後もサービス利用者が増加すると見込まれるので、同様に推移していくと見込みます。

障害児相談支援		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(月)	人	3	3	4	12	13	14
実績値	人	8	8	11			

【児童系サービス見込量の確保の方策】

子どもの発達節目における健診や乳幼児期における成長・発達への不安を持つ親からの相談等において早期療育を必要とする子どもが増えていることから、子育て支援課や関係機関と連携を図り、早期治療・療育につなげる体制を充実させるとともに、事業所確保に努めます。

また、個々の障害に応じた適切な就学ができるよう、保護者の理解を得ながら、保健・福祉・学校等における相互の連携を図っていきます。

2-2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①相談支援事業

障害のある人、その家族、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

【実績及び見込量】

現在、那須烏山市と共同で、那須烏山市内の事業者へ委託し、実施しています。今後については、地域の実情に併せた相談支援体制を整備し、実施していきます。また、基幹相談支援センターについては設置していないため、今後、設置について検討していきます。

・相談支援事業

相談支援事業	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(箇所)	1	1	1	3	3	3
実績値(箇所)	1	1	1			

【見込量の確保の方策】

障害のある人が抱える生活等での問題を早期に解決するため、引き続き相談支援事業を実施するとともに、より多く活用されるよう、身近な地域への相談窓口の設置と周知活動に努めていきます。

また、相談支援事業には、より密度の高い支援を必要とする事例や相談内容が多岐に渡ることから、相談体制を継続しつつ、専門性を備えた「基幹相談支援センター」の設置について関係機関に働きかけ検討していきます。

②意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象に、手話通訳者等を派遣し、障害のある人とその周りの人との意思疎通を円滑なものにするよう努めます。

【実績及び見込量】

利用実績は、件数・人数ともほとんどが計画見込量を下回っています。今後はさらに制度の周知を図り、増加を見込みます。

・手話通訳者派遣事業

手話通訳者派遣事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (年)	件	10	10	20	25	30	30
	人	1	1	2	2	3	3
実績値 (年)	件	3	11	16			
	人	1	1	2			

・要約筆記者派遣事業

要約筆記者派遣事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量 (年)	件	24	24	36	12	15	18
	人	1	1	2	1	2	2
実績値 (年)	件	21	12	7			
	人	1	1	1			

・手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(年)	人	5	5	5	2	2	3
実績値(年)	人	0	1	0			

【見込量の確保の方策】

意思疎通支援事業については、町広報誌等を活用し、積極的な周知に努めます。

③日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者・知的障害者・精神障害者・障害のある児童を対象に、日常生活に必要な用具を給付します。

【実績及び見込量】

利用実績は、「排泄管理支援用具」のみ件数・人数とも年々増加傾向にあります。その他の日常生活支援用具の利用は少なくなっています。今後は、さらに制度の周知を図り、増加を見込みます。

日常生活用具 給付等事業		平成 27年 度	平成 28年 度	平成 29年 度	平成 30年 度	平成 31年 度	平成 32年 度
介護・訓練 支援用具(年)	見込(件)	1	1	1	1	1	1
	実績(件)	1	1	2			
自立生活 支援用具(年)	見込(件)	5	5	5	3	3	3
	実績(件)	4	0	0			
在宅医療等 支援用具(年)	見込(件)	1	1	1	1	1	1
	実績(件)	1	1	2			
情報・意思疎通 支援用具(年)	見込(件)	1	1	1	1	1	1
	実績(件)	2	2	0			
排泄管理 支援用具(年)	見込(件)	560	560	560	700	745	800
	見込(人)	100	100	100	64	68	73
	実績(件)	560	627	641			
	実績(人)	46	53	58			
居宅生活動作 補助用具(年)	見込(件)	1	1	1	2	2	2
	実績(件)	1	3	0			

※具体的な種目

- ・介護・訓練支援用具…訓練用ベッド、特殊マット等
- ・自立生活支援用具…入浴補助用具、頭部保護帽等
- ・在宅医療等支援用具…ネブライザー、電気式たん吸引器等
- ・情報・意思疎通支援用具…盲人用時計、視覚障害者用ポータブルレコーダー等
- ・排泄管理支援用具…ストーマ装具、紙おむつ等
- ・居宅生活動作補助用具…住宅改修

【見込量の確保の方策】

日常生活用具給付等事業については、排泄管理支援用具以外の給付は、年間の給付件数が少ないことから、町広報誌等を活用した周知や手帳取得時等での情報提供に努め、適切な給付を行います。

④移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要な外出の支援を行い、地域における自立生活および社会参加を促進します。

【実績及び見込量】

利用実績は、利用人数・時間ともに年々減少傾向にあります。今後は、さらに制度の周知を図り、利用増加を見込みます。

移動支援事業		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (年)	時間	230	240	250	250	255	260
	人	10	11	12	7	8	9
実績値 (年)	時間	339	265	154			
	人	9	7	5			

【見込量の確保の方策】

障害のある人の多様な活動や社会参加を支える重要なサービスとして、必要な方へ引き続き支援を行います。

⑤地域活動支援センター事業

障害のある人に、地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、地域生活の支援を行います。

【実績及び見込量】

利用実績は、力所数は見込量を満たしているものの、人数は減少しています。今後は、さらに制度の周知を図り、増加を見込みます。

地域活動支援センター事業		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (年)	力所	3	3	3	3	3	3
	人	30	30	30	26	27	28
実績値 (年)	力所	3	3	3			
	人	29	25	24			

【見込量の確保の方策】

障害のある人に、創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、地域生活の支援の場として、引き続き利用促進に努めます。

⑥成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有効と認められる知的障害者または精神障害者に対し、制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。

【実績及び見込量】

成年後見制度利用支援事業については利用実績はありませんでした。今後の見込量については、近年の利用状況により1名の利用を見込みます。

成年後見制度 利用支援事業		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量(年)	人	1	1	1	1	1	1
実績値(年)	人	0	0	0			

【見込量の確保の方策】

今後については、本制度を利用するにあたっては慎重に対応するとともに、制度の周知に努めます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

在宅で介護をしている家族の就労および一時的な休息のため、見守り等の支援が必要と認められる障害のある人の日中における活動の場等を提供します。

【実績及び見込量】

利用実績は、利用力所数は計画見込量を満たしているものの、人数は下回っています。今後は、さらに制度の周知を図り、増加を見込みます。

日中一時 支援事業		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
見込量 (年)	力所	5	5	5	7	7	7
	人	25	25	25	25	27	29
実績値 (年)	力所	5	6	7			
	人	34	14	24			

【見込量の確保の方策】

障害のある人や障害のある子どもの日中の活動の場として、利用機会の確保に努めます。

②訪問入浴サービス事業

自宅において入浴することが困難な在宅の障害のある人に対し、家庭での入浴サービスを行います。

【実績及び見込量】

利用実績は、計画見込量を下回り、ほぼ横ばいとなっています。今後については、近年の利用状況とさらに制度の周知を図り、増加を見込みます。

訪問入浴サービス事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(年)	人	3	3	4	3	3	4
実績値(年)	人	2	3	3			

【見込量の確保の方策】

利用実績は少ないものの、障害のある人が在宅での安定した生活を送るために必要となる事業であることから、事業所等の確保に努めます。

③福祉ホーム事業

家庭環境や住宅事情などにより、居宅での生活が困難な人を対象に、低額な料金で居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより地域生活を支援します。

【実績及び見込量】

利用実績は、計画見込量を下回り、少数となっています。今後については、近年の利用状況によりほぼ横ばいと見込みます。

訪問入浴サービス事業		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見込量(年)	人	3	3	4	1	1	1
実績値(年)	人	0	1	1			

【見込量の確保の方策】

利用実績は少ないものの、障害のある人が地域に移行するために必要な事業であり、今後も事業を展開します。

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 地域・関係機関・団体等との連携

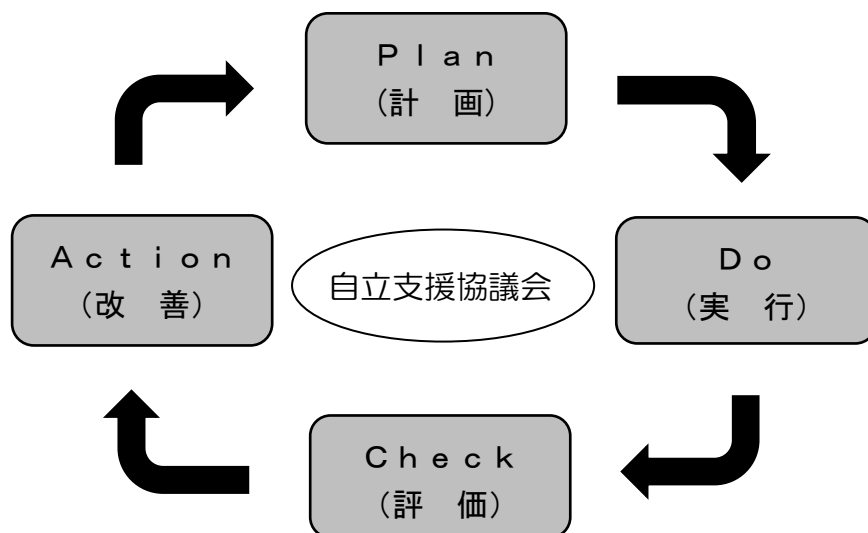
計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民、社会福祉協議会や民生・児童委員、ボランティア団体等との協働体制が重要であるため、今後、連携を強化し、地域福祉活動の基盤となる体制の整備を推進します。

また、障害者等の福祉・医療・教育又は雇用関係者及び関係団体・関係機関により構成される「那珂川町自立支援協議会」や「事業者部会」「相談支援部会」の各専門部会において、地域における障害者等への支援体制に関する課題等の検討・協議を行うことにより、関係機関との連携を図っていきます。

なお、町単位では解決が難しい問題については、国・県また近隣市町での連携において取り組むこととします。

2 計画の進行管理

作成した計画については、下記のような PDCA サイクルにより、定期的に進捗状況等を把握し、町自立支援協議会において、点検・評価を行います。



資 料 編

那珂川町自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の相談、助言及び情報の提供その他の障害福祉サービス等の利用支援、地域の関係機関のネットワークづくりに関する中核的役割を果たす定期的協議の場として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、那珂川町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、障害者福祉サービス等に従事する者、保健医療従事者、障害当事者及び関係行政機関の職員のうちから、町長が任命する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (2) 地域生活支援体制の総合的な評価及び推進に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発・改善に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。
- (5) 障害者計画及び障害福祉計画の策定等に関すること。
- (6) その他、協議会が必要と認める事項。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、補欠の委員の任期は、前任者の残留期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、健康福祉課に置く。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(任期)

この告示の公布後の最初の委員の任期については、第4条の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

改正文（平成29年3月31日告示第196号）抄
平成29年4月1日から適用する。

那珂川町自立支援協議会委員名簿

No.	所 属 名	役 職	氏 名	備 考
1	那珂川町民生委員児童委員協議会	会 長	星 力	学識経験者
2	社会福祉法人 那珂川町社会福祉協議会	会 長	矢 内 修	学識経験者
3	医療法人 直志会 袋田病院	院 長	的 場 政 樹	医療
4	栃木県立南那須特別支援学校	進路指導部長	増 子 雅 義	教育
5	県北圏域障害者就業・生活支援センター ふれあい	生活支援担当	村 上 敦 子	労働
6	特定非営利活動法人 地域生活相互支援 大山田ノンフェール・くらねえ	代 表 理 事	山 田 英 津 子	福祉施設
7	社会福祉法人 同愛会 リヴレット	施 設 長	藤 田 裕 之	福祉施設
8	社会福祉法人 那須烏山市社会福祉協議会 くれよんクラブ	施 設 長	高 野 陽 子	福祉施設
9	株式会社 大夢	代表取締役	酒 主 恵 美 子	福祉施設
10	特定非営利活動法人 ぼらーれ	副 理 事 長	小 口 照 子	福祉施設
11	一般社団法人 つばさ 小川事業所	施 設 長	新 井 重 陽	福祉施設
12	那珂川町身体障害者福祉会	会 長	笹 沼 之 子	当事者機関
13	那珂川町ひまわり父母の会	会 長	福 島 一 廣	当事者機関
14	ハローワーク那須烏山	所 長	市 村 正 明	関係機関
15	那珂川町商工会	会 長	筧 良 夫	関係機関
16	那珂川町総務課	課 長	橋 本 民 夫	関係機関
17	烏山健康福祉センター	所 長	深 谷 一 男	関係機関
18	那珂川警察署	署 長	和 氣 安 男	関係機関
19	那珂川消防署	署 長	川 俣 寿 行	関係機関
20	那珂川町教育委員会	教 育 長	小 川 浩 子	関係機関
会長が必要と認めるもの	那珂川町自立支援協議会事業者部会	部 会 長	藤 田 裕 之	専門部会
	那珂川町自立支援協議会相談支援部会	部 会 長	檜 山 淑 子	専門部会
	栃木県障害者相談支援協働コーディネーター		後 藤 尚 美	オブザーバー
	南那須地区障害者相談支援センター		石 澤 美 子	オブザーバー
	南那須地区障害者相談支援センター		小 島 淑 広	オブザーバー



那珂川町障害者計画2018
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

編集・発行

那珂川町健康福祉課

〒324-0692

栃木県那須郡那珂川町馬頭 555

TEL0287-92-1119 FAX0287-92-1164